JASTPRO

2022年8月　第519号

目次

賛助のお礼 …… 1

AFACT中間会議レポート …… 2
専門調査員　奥山 千穂

2022年度国連CEFACT日本委員会 第34回総会報告 …… 6
国連CEFACT日本委員会　事務局

CEFACTニュースピックアップ： …… 14
国連新プロジェクト 貿易費用削減と競争力強化のためブロックチェーンを活用
専門調査員　何 スカーレット

原産地規則便利ノート　第２部　EPAによる節税： …… 21
規則の適用と救済規則の利用
主席研究員　今川 博

国連CEFACTからのお知らせ …… 33

DXの道　第8話　「事務所内DXチャレンジ（前編）」 …… 34
CIO　幸田 周平

一般財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

― JASTPRO広報誌電子版のご案内 ―

当協会ホームページで電子版をご覧いただけます。

https://www.jastpro.org/

電子版掲載は、Twitter（@_jastpro）でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。 フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧いただけます。 https://twitter.com/_jastpro

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容をお問い合わせページからお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

お問い合わせページ：https://www.jastpro.org/pages/5/

ホームページ　YouTube　Twitter

賛助の御礼

賛助会員の皆様へ

このたびは、当協会の事業にご理解を賜り、厳しい経済情勢にもかかわらず、ご賛助を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

お陰様で本年度は、経済産業省トレードファイナンスタスクフォースのメンバーとして政府への政策提言の一翼を担うことになりました。

当協会は 1974 年の創設以来、貿易関係システムのグローバル対応を支援するため、日本国内においては国連 EDI 標準の広報普及活動事業を推進し、国外に向けては国連 CEFACT 日本委員会として日本の取引慣行や手続を国際標準に反映させる活動を続けております。

これらの活動につきましては、一般財団法人移行後も政府から公益目的事業の認定をいただいているものでありますが、財政的には皆様からのご支援により存続しております。ここに改めて感謝申し上げますとともに、今後もご理解とご支援の程よろしくお願い申し上げます。

一般財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

専務理事　　秋　田　　潤

AFACT 中間会議レポート

専門調査員　奥山 千穂

2022 年 7 月 28 日（木）に第 40 回 AFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会（Asia Council for Trade Facilitation and Electronic Business））中間会議をオンラインで開催し、8 国・地域（インド、オーストラリア、シンガポール、タイ、バングラデシュ、マレーシア、中華台北、日本）から 40 人が出席し、情報交換、議論が行われた。

AFACT は、アジア太平洋地域において、国連 CEFACT が開発した貿易円滑化と電子ビジネスに関する国際標準等の普及を図るために活動している非営利、非政治的な任意団体で、地域内の国・地域において貿易円滑化促進を担う機関がメンバーとなっている。

1990 年、UNECE は、EDIFACT の普及とそれに基づく各種メッセージの開発のために、各地域にラポーター（Rappouteur）の名称で呼ばれる専門家を地域ごとに任命した。その際に日本/シンガポール地域のラポーターとして JASTPRO 理事（当時は伊東 健治氏）が任命された。これを受け、その支援組織として EDIFACT BOARD が日本/シンガポール共同で設立された。翌年 1991 年には EDIFACT BOARD に韓国、中国、台湾が加盟し、それに伴い「Asia EDIFACT Board」（ASEB）と組織名を変更した。その後、1999 年に AFACT（Asia Council for the Facilitation of Procedures and Practices for Administration, Commerce and Transport、後に Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business）に組織名を変更し、現在に至る。

JASTPRO は AFACT の創設メンバーとして、日本を代表し積極的に参画している。AFACT は年 2 回の会合を各年度交代でメンバー国・地域が開催しており、今年は日本がホストとなり JASTPRO が事務局を務めている。

冒頭、今年度より新たに国連 CEFACT 日本委員会有識者委員に就任頂いた、城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科准教授　工学博士　石井伸一氏による、「本会議は標準化における知見を共有するための重要な議論の場である。コロナ禍でお互い大変な状況にありながらも、国際標準、そして IT 技術のさらなる利用促進につなげられる非常に良い機会となるよう議会の成功を祈る。」という挨拶、さらに、今年から常設事務局となった中華台北の HoD、Institute for Information Industry（中華台北の政府と大手企業が出資する非政府系組織、以下 III）President Dr. Cheng-Hong Cho による AFACT 開催及び参加の謝意を以て開会した。

議会内では UNESCAP からの現況報告、各種委員会では、AFACT の貿易プラットフォーム間連携のための調査の一環として、TradeWaltz と Contour のプレゼンテーションを各々事業会社より説明いただき、当協会からは経済産業省が進める「貿易分野デジタル化の在り方等に係る調査」を紹介した。加えて、技術分野における AI eNegotiation の使用例や国連 CEFACT の API プロジェクトの進捗状況、国連 CEFACT 観光部門の各種プロジェクト進捗状況が共有された。また、会議内でオンライン会議ツールのチャット機能が有効活用され、参加者間で常時活発な議論が交わされていた。

以下項目別に詳細を紹介する。

1. ESCAP リポート（Tengfei Wang Economic Affairs Officer）

ESCAP を代表して、Tengfei Wang Economic Affairs Officer より、ESCAP における国際貿易のペーパーレス化の取組みの状況について、ESCAP の一部の加盟国の中で協定（CPTA：Framework Agreement on Facilitation of Cross-border Paperless Trade in Asia and the Pacific）を結び、検討を進めていること等が紹介された。

CPTA は、国際貿易をペーパーレスで行う際の法的要件の整備や、システムの技術的サポートを行うものであり、2021 年 2 月 20 日に発効し、現在 10 カ国が参加している。具体的な検討を行うペーパーレス貿易評議会が 2022 年 4 月 27-29 日に開催され、第 1 回常任委員会は本年末に開催予定。

各国政府が国際貿易を積極的にサポートするという点、また、国際間で主要貿易文書を電子的に交換するデータベースの構築等も検討されていることも紹介され、本会議に参加者、特に、国際貿易プラットフォームである Trade Waltz、Contour、 NDTP（タイ）等から高い関心が寄せられた。

2. 日本国内の各 WG やコミュニティにおけるプレゼンテーション

2.1. BDC（Business Domain Committee）

ブロックチェーンベースの貿易プラットフォーム間連携のための調査プロジェクトの一環として、商流／金流のプラットフォーマーから解説いただいた。

2.1.1. TradeWaltz 現状、紙ベースで貿易を行うことにより発生している諸問題に対し、ブロックチェーン技術を用いたデジタル貿易プラットフォームを用いてどのようにアプローチできるのか、デジタル貿易プラットフォーム導入がもたらす社会的利益を述べた。また、UN/CEFACT・CCL（Core Component Library）において不足している項目の充足を検討している旨発表、UN/CEFACT との協調姿勢を示した。

2.1.2. Contour 世界中の銀行と広範囲に形成している独自のネットワークを生かした Trade Finance 分野における DX 推進を発表。L/C 業務を具体例として、紙やファックスなどをビジネスツールとする従来の業務における問題点に対し、eL/C を導入することにより得られる利益についても解説。また、日本の TIS INTEC group と業務・資本提携を結んでおり、日本に Contour 初の技術が導入される際に TIS が支援することも発表された。

2.1.3. JASTPRO

経済産業省の「令和 3 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（貿易分野デジタル化の在り方等に係る調査）」報告書概要版の英語版から、デジタル化の目的と取り組むべき事項を紹介。DX が遅れている分野として貿易がよく挙げられているが、その状況を解決するために日本では官民連携でどのようなプロジェクトが履行されているのかというところをアピールする場になった。

2.2. TMC (Technology and Methodology Committee)

Chair の菅又氏より、物流・製造業における AI・e-Negotiation の有用性について発表した。AI・e-Negotiation を使うことにより、従来の業務に対して「簡単に・早く・より良い決断を下す」という高い効率性をもたらすことができることを、「都市物流における配送タイミング調整

シチュエーション、シェアデリバリーにおける複雑な交渉場面、製造における需要予測・調整」の３つの適用例を以て解説。

また、UN/CEFACT API プロジェクトの作業進捗状況についても説明があった。

2.3. TT&L WG（Travel,Tour and Leisure Working Group）

AFACT では、TT&L WG（観光関連作業部会）が 2010 年より活発な活動を行ってきているが、現在の活動状況に関して下記のような報告が行われた。

2.3.1. Chair による総括的な報告（AFACT TT&L WG Chair: Dr. Anthony Chien の報告）

昨年から Chair を担当している Dr.Anthony Chien（中華台北）から全体としての活動報告があった。先ず現在の推進体制は、彼の下に副議長（台湾１人、日本１人）とエディタ（台湾２人、日本１人）が配されている。

コロナ禍により、旅行観光事業の関係者は大きな影響を受け、2020 年から 2021 年にかけて 1 年間活動を停止せざるを得なかった。現在では、国連 CEFACT のプロジェクトに対応した各国内での活動が再開されて、AFACT ではインターネット会議システムの活用で定期的な会議が展開されてきた。

2.3.2 体験プログラムの国際取引のための技術標準の作成プロジェクト（国連 CEFACT のプロジェクトリーダー: Mr. Sachin Mehta（インド）とサブリーダー: 鈴木耀夫氏(日本)の報告）

BRS(Business Requirement Specifications：ビジネス要件仕様書)がビューロの承認を受けて完了し、現在技術面のガイドラインを整理中である。このプロジェクトの成果を将来 API として使用可能なように、RDM(Reference Data Model)化の作業が同時に進展中で間もなく完了する見込みである。この活動には多くの AFACT の Experts が参加した。

このプロジェクトの完了が近いことを受けて、後継のプロジェクトの内容の検討が並行して行われている。

2.3.3 持続可能な観光に対してのビジネス標準の作成プロジェクト（リーダー: Mr. Tunghua Tai の報告）

UNSDGs を基本として、旅行関連の各企業や旅行者が遵守すべき事項の整理とその遵守の実現状況を自己評価することができるようにするための作業が進行中である。この検討ではコロナ禍のために途中で作業中断があり大きく進行が遅れたが、現在は再開をしている。活動成果を整理してできる限り早く White Paper としての報告書をまとめたい。また将来的にこの活動の成果を Blockchain 等の技術を使って交換していく事を検討したい旨が述べられた。

2.3.4 まとめ―今後に向けて

国連 CEFACT の旅行観光ドメインの活動を支えてきた AFACT の当部会としては、更にこの活動を発展させるために参加者を増やす努力が必要と認識をしてきたが、このためには時には物理的人の集まりの AFACT 開催が望まれるという声がオンライン会議の中では聞かれることを述べておきたい。

3.　会議内での印象的な発言

インドの代表であり、国連 CEFACT 法規制 PDA 担当 Vice Chair の Mr. Tahseen A. Khan より、以下の提言が行われた。

貿易手続きにおいては、貿易当事国ごとの法制度があり、それぞれを整合化するために手続きに関わる相互承認（Mutual Recognition）が必要。できれば、国連 ESCAP が進めるアジア・太平洋地域電子化貿易円滑化包括協定（Framework Agreement on Facilitation of Cross- border Paperless Trade in Asia and the Pacific）[1]にもあるように、アジア太平洋全域で共通の相互承認が行われることが望まれる。

4.　その他

2023 年のホスト国を中華台北が担う方向性が確認された。

また、中華台北とマレーシアの参加者から、今後主催するイベントについて以下の通り告知された。

- Establish Digital Economic Communities in Asia-Pacific Region Forum

  デジタル貿易や国境を越えた貿易の円滑化、グローバルオペレーションのデジタルトランスフォーメーションは、世界経済の持続可能な発展にとって重要である。その中で、国境を越えたデータの流れは、国・地域間の経済発展において不可欠であり、グローバルデジタル貿易におけるバリューチェーンの中核を担う。

  現在、世界中の国々は、データガバナンスに関してそれぞれのポリシーを保持している。デジタル経済における国際ビジネスの円滑化を推進していくためには、AFACT 等の多国間情報交換の場を通して各国に議論への参加を促し、法規制、技術標準、実務面での調和と意思疎通を図る必要がある。これらを背景にフォーラムを開催する。

  - 開催日時：2022 年 8 月 15 日（月）09:00~12:10
  - 主催者　：中華台北 III（AFACT 常設事務局）

- World Congress on Innovation & Technology 2022

  WCIT 2022　MALAYSIA　A WORLD CLASS TECHNOLOGY FESTIVAL

  WCIT（世界技術者会議）は世界で最も規模が大きく、評価の高い国際的なイベントである。WCIT2022 マレーシアは技術導入、デジタルイノベーション、外国からの資金投資のおかげで進化を遂げたデジタルエコノミーを通して、様々な国間での対話やコラボレーションの場となることを目指している。

  また、会議に併せて新技術見本市やガラディナーも開催される。

  - 開催日時：2022 年 9 月 13 日（火）から 9 月 15 日（木）までの 3 日間
  - 主催者　：The National Tech Association of Malaysia（PICOM）

[1] （注）日本は当該包括協定に参加していない。

2022 年度 国連 CEFACT 日本委員会 第 34 回総会 報告

国連 CEFACT 日本委員会　事務局

国連 CEFACT 日本委員会の 2022 年度の委員会活動として、2022 年度第一回運営委員会(6 月 3 日)に続き、第 34 回総会を 7 月 13 日にオンライン会議にて開催、26 業界団体及び企業から 32 委員（委任 11 名を含む）の参加をいただき成立した。冒頭、事務局（JASTPRO 専務理事　秋田）より、国連 CEFACT 日本委員会総会出席及びこれまでの委員会活動への謝辞。物流におけるデジタル化の遅れ、物流・金流・商流のデータ連携の課題などが広く認識され、国際標準の重要性が再認識される中、経済産業省主催「貿易分野データ連携ワーキンググループ及びトレードファイナンスタスクフォース」に、SIPS 菅又久直様（国連 CEFACT 日本委員会運営委員会委員長）と当協会専務理事秋田がメンバーとして参加することの報告。我が国のデジタル・トランスフォーメーションへの貢献を目指す、今後の活動強化のための取組に、委員皆様のお意見いただきたい旨の挨拶により開始した。

今年度より、新たに城西国際大学　大学院国際アドミニストレーション研究科準教授　工学博士の石井　伸一氏に有識者委員に就任いただいた。これまでも委員として貢献いただいた国連 CEFACT 観光部会長の鈴木　耀夫氏も有識者委員に就任いただいた。また、監事は、全国銀行協会の干場　力氏に引き継いていただいた。

今回のトピックとして、今年度より国連 CEFACT 日本委員会内の作業部会を以下のとおり改編することが承認された。併せ、2021 年度活動報告、作業部会の組織改編を反映した 2022 年度活動計画が承認された。

国連 CEFACT 日本委員会　作業部会組織改編

1．標準促進委員会の再構成

ユーザー企業を対象に、国連 CEFACT 活動・成果物の認知度を向上するための広報・普及活動の母体として、「標準促進委員会」を再構成する。

国連 CEFACT 活動や白書、勧告及び標準について日本国内における認知度は UN/EDIFACT 以来下降している。国連 CEFACT の認知度低迷は、国際標準が蔑ろにされ、日本企業の国内外における活動においてガラパゴス化が進む懸念がある。

実際、日本国内においては、様々な業界、企業においてシステムが構築され、それぞれの商慣習に合わせて独自に発展させてきた経緯もあるが、サプライチェーン・グローバル化の進展や情報通信技術の進化に鑑みれば、国際標準を組み入れることが、個々の企業、業界にとっては、ビジネスのグローバル展開促進や取引迅速化、コストダウン、ひいては日本経済の発展にも寄与するものと考える。

海外においては、国連標準を積極的に活用したシステム構築や新たなビジネスモデルも考案されており、日本の産業界にその動向や熱量を伝えていかなければならない。

国連CEFACTの活動及び刊行物の認知度を向上し、更には日本の産業界から国連CEFACT

活動に積極的な参画を促すため、標準促進委員会の主たる役割を国連 CEFACT の普及促進と位置付け、その目的に賛同・協力いただけるメンバー（委員）を募り再構成する。

【主な目的】

国連 CEFACT 成果物（白書、勧告、標準：Reference Data Model や Core Component Library を含む）は、英語且つ技術的難易度が高いこと考慮し、以下を目的とする

- 専門技術を有するベンダーのみならず、ユーザー企業に国連 CEFACT 成果物を認知、必要なレベルの理解をしていただくこと。
- 国連 CEFACT 成果物の有効性を再評価すると共にユーザー企業の要望を発掘する。
- それらの活動を通し、ユーザー企業の国連 CEFACT 成果物に関するリテラシー向上を図る。

2．技術手法委員会設立

2021 年度まで、国連 CEFACT に関わる技術・手法については、サプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）に委嘱してきたが、国連 CEFACT 日本委員会（JEC）の下に新たに「技術手法委員会」を設置し、JEC の作業グループとして SIPS の活動を引き継ぎ、SIPS はその事務局を務めることとする。

【主な目的】

国連 CEFACT 標準に則り、グローバルの視点からサプライチェーンにおける情報連携のプラットフォーム構築を目指し、経済産業省により進められてきたビジネスインフラ整備事業である業界横断 EDI 仕様を継承し、グローバルな情報連携との相互運用性を保ちながら、その成果を金流・商流・物流の情報連携を含め、サプライチェーンに関る業務・業種に幅広く拡充することを目的とする組織の継続性確保を含む組織基盤強化。

この改編を以て国連 CEFACT 日本委員会の組織図は図 1 のようになる。

図 1. 国連CEFACTと日本委員会の組織図　（2022年度 ）

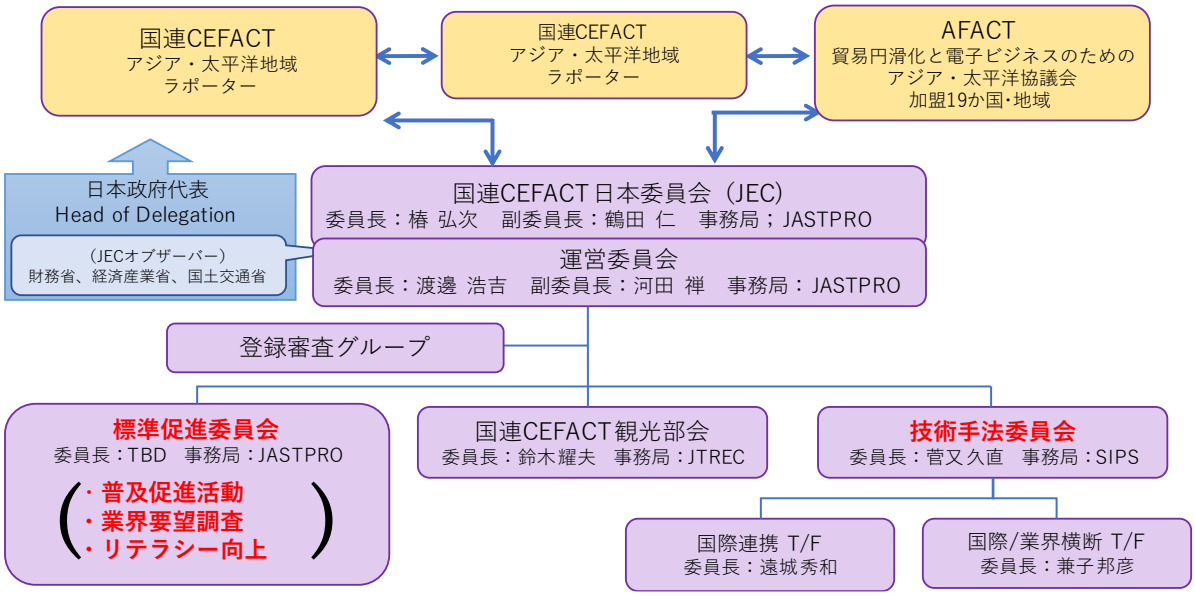

2021 年度活動報告

1. 国連 CEFACT 日本委員会

JASTPRO＆SIPS 合同セミナー：　2021 年 10 月 27 日　ウェビナー形式で開催

「日本発 国際標準の現状と展望 ―デジタル社会を推進する国連 CEFACT 標準―」

目的：日本が参加している国連 CEFACT 標準を活用したプロジェクトの最新情報を紹介することにより国連 CEFACT 標準と国連 CEFACT 日本委員会（JEC）の認知度を向上する。

2. 国連 CEFACT　総会・フォーラム

【第 27 回 国連 CEFACT 総会】2021 年 4 月 19 日-20 日　オンライン会議　月刊誌 505 号

循環型経済社会移行への国連 CEFACT の貢献、衣服と履物分野のトレーサビリティと透明性に関する活動が特に重要であること、データの再利用によるペーパーレス化に関する国連 CEFACT の活動がパンデミック下で不可欠となっていることなどが強調された。

国連 CEFACT 議長に、英国から立候補した Sue Probert 氏（現議長）が再選、アジア太平洋地域ラポーターには日本の菅又 久直氏が、選出された。

【第 36 回 国連 CEFACT フォーラム】2021 年 4 月 26 日～5 月 7 日　月刊誌 505 号・506 号

【第 37 回 国連 CEFACT フォーラム】2021 年 10 月 4 日～10 月 15 日　月刊誌 511 号

3. AFACT

総会が 2021 年 11 月 8 日にマレーシアの PIKOM（The National Tech Association of Malaysia）が主催し、オンラインで開催された。

- BDC（Business Domain Committee）

ブロックチェーンベースの貿易プラットフォーム間連携のための調査プロジェクトを提案。AFACT プロジェクトとして承認。

- TMC（Technology and Methodology Committee）

議長の菅又氏より交渉の電子化促進のためのユースケース及び交渉を処理する技術（AI 等）についての調査プロジェクトを提案。AFACT プロジェクトとして承認。

- TTL（Travel/Tour and Leisure Working Group）

観光部会より国連 CEFACT における旅行観光分野の標準化状況につき報告。

- ✧ 2022 年は日本がホスト国
- ✧ 常設事務局として中華台北の III（Institute for Information Industry：HoD は Mr. Cheng Hong Cho）が立候補し、承認された。

4. 標準促進委員会

UN/LOCODE に関して、コード登録申請に対して National Focal Point として審査し、2021-1（2021

年 7 月発行）にて 10 件、2021-2（2021 年 12 月発行）にて 7 件追加とした。各々のバージョンは、Excel Form にて JASTPRO ホームページに掲載した。

5. サプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）

2021 年度は、一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)主導で進めてきた国連 CEFACT メッセージ構築ガイドラインをベースに、実装に役立つ情報／ツールの提供と導入スキルの普及に努め、国内への国連 CEFACT 標準適用の推進活動を行った。

加えて、AI、IoT や API-EDI など IT 技術の進化に伴う標準 EDI 実装法の調査研究を進め、国内外の DX（デジタル・トランスフォーメイション）の推進に貢献することを方針とした。

具体的に事業を推進するための課題について検討する次のタスクフォースを設置した。

✧ 国際連携タスクフォース

国際連携タスクフォースは、新たな経済連携協定や貿易円滑化協定などの国際取引の枠組みの中で、商取引・金融・生産の情報連携によるビジネスインフラ構築のために、関連タスクフォースと国連 CEFACT 日本委員会・標準促進委員会と協力して、国連 CEFACT およびアジア地域における国際連携調査研究を行った。

国連 CEFACT への参加により、SIPS 及び日本企業が行った主な成果は、国連 CEFACT 共通辞書へ日本提案の反映としては、「電子インボイスへの対応」と「電子交渉プロジェクトへの対応」、日本主導プロジェクトを推進としては、 電子交渉標準化 BRS 公開が挙げられる。

✧ 国際／業界横断 EDI タスクフォース

国際／業界横断 EDI タスクフォースは、国連 CEFACT 共通辞書とタイムリーに連動する国内用の業界横断 EDI 辞書を保守管理し、当該辞書を核にした業界横断 EDI 仕様の国内産業界に展開することを目的とした。

金流商流情報連携タスクフォースは、金融業界の決済高度化に向けた戦略的取組みに呼応した産業界への実装推進を技術的（商流情報項目の整備など）に支援するとともに、金流商流情報の利活用に関する研究を行うことを目的とした。

会員委員 44 名、賛助会員委員 13 名及び 1 名のオブザーバー参加により、5 回のタスクフォース会議を開催した。また、新たなデータ連携手法を検討するため、合同タスクフォースの下にデータ連携分科会を設け 2 回開催した。

✧ 金流商流情報連携タスクフォース

金融業界の決済高度化に向けた戦略的取組みに呼応した産業界への実装推進を技術的（商流情報項目の整備など）に支援するとともに、金流商流情報の利活用に関する研究を行うことを目的とした。

2021 年度は、金流に特化したテーマが少なく商流情報との連携が重要との認識の基、両チームによる合同タスクフォースによる活動を進めた。

6. 国連 CEFACT 観光部会

「国連 CEFACT 観光部会」（事務局:NPO 法人観光情報流通機構）としては、2021 年度はコロナ禍の厳しい環境の連続の中での活動を行った。このような中で、国連 CEFACT フォーラム及び AFACT の活動に備えて、旅行観光部門としての国内外活動をできる限り計画に従って実施した。

活動成果として EPsTA（Experience Programs Technical Artifacts：体験プログラム技術仕様開発）プロジェクト完了が挙げられる。EPsTA プロジェクトは、2022 年 1 月末までに開発作業を完了し、その結果を BRS（Business Requirement Specifications：ビジネス要求仕様書）にまとめた。そして国連 CEFACT Bureau　BRS の Public Comment 実施の申請を行い、この結果了承を得ることができ、2 月 11 日から 60 日間の実施に入ったことで、大きな前進が図れたといえる。

ST プロジェクトでは自己評価システムを含めて検討が続いている。

7. 登録技術審査グループ

登録技術審査グループは、国連 CEFACT 標準に則った EDI 仕様の国内展開、および我が国産業界の業務要件を国連 CEFACT 標準に反映させるメインテナンス要求の技術的信頼性を確保するため設置されている。2021 年度は 4 名の技術審査委員により、国連 CEFACT 共通辞書メンテナンス要求の技術審査、業界横断 EDI 辞書の公開が行われた。

2022 年度活動計画

1. 国連 CEFACT 総会・フォーラム

総会は、対面会議の可能性を残し 10 月 10 日・11 日に対面とオンライン併用のハイブリッド方式で行われる予定。

フォーラムは、Expert 登録必要なしの Open なオンライン形式のフォーラムとなり、内容も各ドメインからのプレゼン形式に改善された。春は 5 月 16 日～20 日に行われ、秋は未定。

2. AFACT

日本が Host 国として、中間会議を 7 月 28 日（オンライン会議）に開催した。内容は別記事にて掲載。総会は、11 月 15 日を予定。

3. 標準促進委員会

まず委員会の主旨に賛同いただいた方を募り、委員会を立ち上げる。最初に委員会でやることは、具体的に何をすれば効果的なのかを議論しコンセンサスを得ること。以下の 5 つの項目を通して外部や内部への働きかけ強化を図る。

1. 国連 CEFACT 活動及び白書、勧告、標準の理解
2. 国連 CEFACT 活動の広報

3. 国連 CEFACT 活動への参加促進　（次年度以降の目標）
4. 国連 CEFACT 公開レビュー
5. UN/LOCODE のフォーカルポイント

4. 技術手法委員会

昨今の国連 CEFACT の活動の中で、電子化文書（メッセージ）の標準化推進から共通辞書（CCL：Core Component Library）をベースとした分野別参照モデル（RDM：Reference Data Model）の整備、及び RDM に基づく情報連携の API 化が進められつつある。また、国内では、デジタル庁等の主導により包括的情報連携のアーキテクチャに基づくデータ連携基盤の構築に取り掛かっている。

以上に鑑み、技術手法委員会は国連 CEFACT の API 化推進に積極的に参画するとともに、国内 DX（デジタル・トランスフォーメイション）の推進基盤となるデータ連携基盤を国際的セマンティック・ハブである国連 CEFACT 標準と整合化してゆくことを支援する。更に、実装に役立つ情報／ツールの提供と導入スキルの普及に努め、国内外の DX 推進に貢献することを方針とする。

具体的には、国連 CEFACT の活動成果である最新の技術標準を国内産業界に紹介し適用を推進すること、及び国内産業界の情報連携に関わる技術要件を国連 CEFACT 標準へ反映させることを主たる目的として活動を行う。技術手法委員会は年間 2 回程度を目安に開催する。

技術手法委員会の配下には、次の 2 つのタスクフォースを設置する。

✧ 国際連携タスクフォース

国際連携タスクフォースは、新たな経済連携協定や貿易円滑化協定などの国際取引の枠組みの中で、商取引・金融・生産・物流の情報連携によるビジネスインフラ構築のために、国連 CEFACT およびアジア地域における国際連携調査研究を行う。国際連携タスクフォース会議は年間 5 回程度を目安に開催する。

日本提案の国連 CEFACT プロジェクト推進としては、

- AI 連携のための電子交渉メカニズム（eNegotiation）の標準化プロジェクトを進め、情報項目定義及び導入ガイドを完成する。
- XML メッセージ構築ガイドラインに呼応し、ユーザー間で使用する情報項目を決めるための企業間システム協同メカニズム策定のための新プロジェクトを検討する。

国連 CEFACT 標準化プロジェクトに参加し、国内への適用については、API 化プロジェクトに参加し、国内実装の適否につき検討する。

✧ 業界横断 EDI タスクフォース

業界横断 EDI タスクフォースは、国連 CEFACT 共通辞書とタイムリーに連動する国内用の業界横断 EDI 辞書を保守管理し、当該辞書を核にした業界横断 EDI 仕様を国内産業界に展開する。業界横断 EDI タスクフォース会議は年間 5 回程度を目安に開催する。

業界横断 EDI 仕様の国際標準化推進としては、産業界の要請により、国連 CEFACT 共通辞書へ

の追加・変更要求を提出し、そのハーモナイゼーションに参画する。

- 電子インボイス対応
- 中小企業共通 EDI 対応

国連 CEFACT 標準に準拠するコード表を整備する。

- 国連 CEFACT 標準コード表の日本語化及び国内使用のためのサブセットを整備する。

業界横断 EDI 仕様の国内業界への展開としては、国連 CEFACT 参照モデル（RDM：Reference Data Model）の国内実装についての検討を行う。

トレードファイナンス分野の調査として、金流／商流／物流情報の接点となる「信用状（L/C)」と関連商流情報（Invoice、B/L）および物流情報（S/I）との連携につき調査を行う。

国内 DX データ連携基盤の調査として、国連 CEFACT 標準と国内 DX データ連携基盤との整合化を研究する。

5. 国連 CEFACT 観光部会

「国連 CEFACT 観光部会」(事務局:NPO 法人観光情報流通機構）としては、主として国連 CEFACT フォーラム及び AFACT の両組織に備えた国内活動を、本年度もできる限り実施する。

しかし、観光旅行業界の事業展開では、少し明るい展望が見え始める期待があるが、現実にはまだコロナ禍の中にあり、加えて前年度末頃からのウクライナの厳しい状況の中で、国内のみならず国際での旅行観光業界の苦悩は引き続き大きく不確実な要素が大きくなっている。

当部会としては、10 回の部会活動と月 2 回程度の検討会を設けて主として国連 CEFACT 対応の検討を進める。これらの会合もオンライン会議方式を主として、可能であれば物理的な会合を交えて意見交換を進める。

また、T/T Domain 及び AFACT 対応の国際会議の開催は従前のとおりこれら国際会議の参加に加えて、原則各月の定例開催でオンライン会議方式を活用して検討を進める。

加えて、RDM を基にした API 化の開発の実現、映像技術の利用を意図した検討等新たな技術対応を実施していきたい。

6. 登録技術審査グループ

国連 CEFACT 標準に則った EDI 仕様の国内展開、および我が国産業界の業務要件を国連 CEFACT 標準に反映させるメインテナンス要求の技術的信頼性を確保するため、昨年に引き続き登録技術審査を遂行する。主な審査項目は以下の 4 点。

1. 国連 CEFACT 共通辞書メインテナンス要求
2. 業界横断 EDI 辞書の公開
3. 業界横断 EDI 参照メッセージの公開予定
4. 業務領域メッセージの登録予定

最後に事務局から、経済産業省の「貿易分野デジタル化の在り方研究会」の報告書の URL を共有。
詳細版：https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000762.pdf
概要版：https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000763.pdf

続いて、第 38 回国連 CEFACT フォーラム（2022 年 5 月 16 日～20 日） 報告の解説を行い、フォーラムに関する以下の質疑応答の後、閉会とした。

（トレードワルツ　染谷委員）
EDI から API へデータ連携の手法が変わっていくのを国連 CEFACT 自体も認識して読み替えていくのはとても良い流れ。今国内で経産省が旗振りをし（菅又委員も参加し）進めている「貿易関連データ連携ワーキンググループ」の動きと上手く合わせていくことが必要だ。貿易のデータ形式の標準化をすり合わせ、国内外の標準を整合させる、そのような認識で合っているか。

（菅又委員）
Negotiable Document の存在による影響もあるが、ブロックチェーンまで行くまでもなく電子化そのものが進んでいない紙文書が沢山ある。情報項目は昔からレイアウトキー等があって標準化は世界的に進められているが、それが電子化されていないことが多く、そのために L/C と商流情報との突合せをどうしようかという時に常に紙に戻ってしまう。最終的な理想形としてどういう形にするのか、Web２の API 系からブロックチェーンに乗った Web3 にどう持っていくかという全体のアーキテクチャもそのプロジェクトで描いていくのではないかと期待している。

（トレードワルツ　染谷委員）
トレードワルツが、シンガポール、タイ、ニュージーランドと豪州と接続をしていく中で、UN/CEFACT 標準との突合を、特にタイのプロジェクトで進めている。UN/CEFACT で定義されている項目は膨大にあるが、実際に使われている書類の項目や総合商社や全世界的に事業している人たちが必要とする項目と突合すると、漏れている項目があることが分かってきた。トレードワルツとしても、UN/CEFACT にあるべき項目が結構あることも分かってきたので、これらを UN/CEFACT 標準に大量に入れ込む必要がある。理想論と現実論がかなり乖離していることも分かってきた。
これらの項目を追加しないと全般的に足元の貿易が回らなくなる、項目を追加すれば電子化も進むということも見えてきた。日本委員会と連携して UN/CEFACT にこれらを主張し項目追加を進めたい。

（菅又委員）
追加するのは情報項目とコードだと思うが、それらについてそれぞれ提案するルール等がある。提案窓口が国連 CEFACT 日本委員会となっているので是非協力させていただきたい。

以上

CEFACT ニュースピックアップ：
国連新プロジェクト　貿易費用削減と競争力強化のためブロックチェーンを活用

専門調査員　ホウ スカーレット

今回は、ブロックチェーン技術に関する記事を取り上げます。国連 CEFACT とその上位組織である国連 ECE は、貿易業界におけるブロックチェーンの応用によって得られる恩恵や、一方で環境整備が不足した場合に運用が上手くいかなくなるであろうことをよく意識しています。そこで、こういった環境整備や運用に伴う課題を克服し、ブロックチェーンがもたらす恩恵を享受するため、ECE と CEFACT は他の国連組織と手を組んで、パイロット国として選ばれた 5 か国における様々な領域での取り組みを強化します。
ここでは、このプロジェクトの概要と、一つのユースケースをご紹介します。

※　原文トピックのタイトルは「The United Nations launch a new project to cut trade costs and boost competitiveness through blockchain」で、以下の URL よりご覧いただけます。
https://unece.org/media/trade/uncefact/news/369256

記事の冒頭では、ブロックチェーン技術の貿易におけるメリットが以下のように紹介されています。

> ブロックチェーンは、資金調達や税関手続きの円滑化から、デューデリジェンスやサスティナビリティコンプライアンスの追跡監査まで、国際貿易における色々な課題を解決する道を切り開きます。
> （中略）
> ブロックチェーン技術は、規模の小さな革新的なビジネスにも、貿易取引の信頼性と安全性、グローバルバリューチェーンへのアクセスを向上させることが期待されています。グローバル及び地域のバリューチェーン上の企業のサスティナビリティパフォーマンスの統合と文書化について新しいソリューションを提案します。ブロックチェーンは透明性のある及びオープンな、革新的な、持続可能で効率的なバリューチェーンの構築を促進します。

ここで、まずはブロックチェーンとは何か？について、少し長くなりますが触れておきたいと思います。一般社団法人 日本ブロックチェーン協会によると、広義のブロックチェーンは「電子署名とハッシュポインタを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノード[2]に保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」[3]であると定義されています。つまり、①ブロックチェーンには中央で管理する機関や、信頼できる第三者機関（TTP: Trusted Third Party）が存在せず、データをブロックチェーンのユーザー（ノード）に分散

[2] ネットワーク上でブロックチェーンシステムに接続しているコンピュータのこと。
[3] https://jba-web.jp/news/642

して、②電子署名とハッシュ値をデータに付与することを特徴とする技術です。

この説明は確かにブロックチェーンとは何なのかを端的に表現していますが、端的過ぎてピンとこない印象があります。そこで、貿易の世界を例に、上記に挙げられたブロックチェーンの特徴がどのように貿易を促進するか見てみましょう。

一般的なデータベースシステムは、中央集権的な仕組みによってデータの記録・保存や管理が行われます。ここには二つの欠点が存在します。一つ目は、もしその仕組みが何らかの理由でダウンしたら、システムそのものがダウンしてしまうことです。システムにアクセスできなくなるだけでなく、データが壊れ、失われてしまう可能性もあります。二つ目は、仕組みの管理者に悪意があれば、勝手にデータを改ざんしたり、削除したりすることができます。法的手段によって管理者の責任を追及出来るかも知れませんが、変更もしくは抹消されたデータは必ず復元できるとは言い切れないので、利用者に大きな損失をもたらすことがあります[4]。

一方、ブロックチェーンは分散系システムであることが特徴で、中央集権的な仕組みは基本的に存在せず、システムに参加するノードすべてがデータ履歴をコピーし続けます。そのため、一部のノードが故障しても、システム全体には影響がなく、稼働を継続できます。さらに、すべてのノードが常にデータ記録の情報を同期して相互参照するため、データを改ざんしたり破壊したりすることへのコストが非常に高くなるよう設計されています。

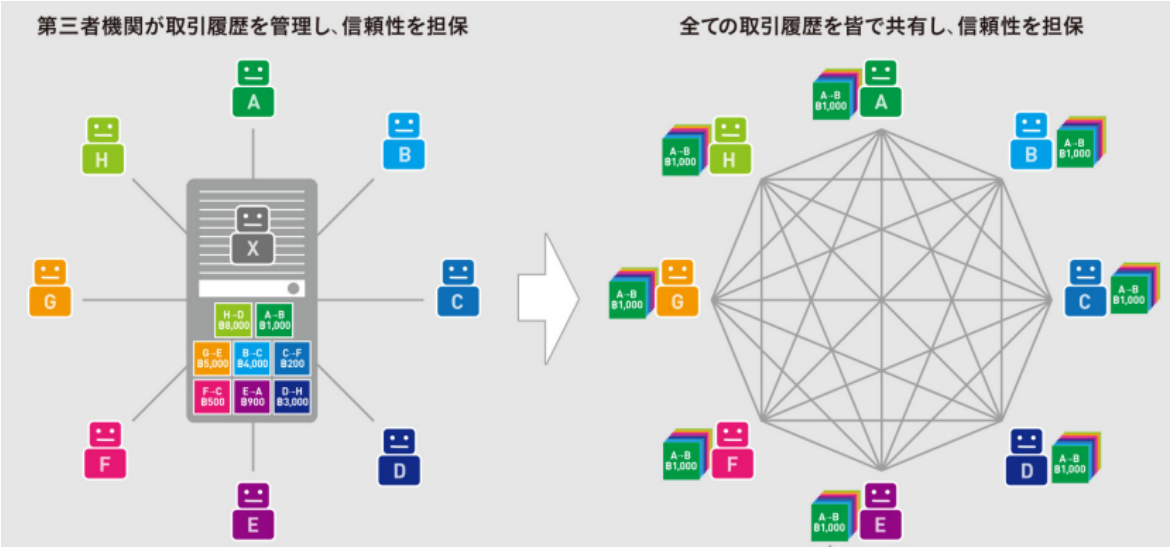

出典：経済産業省「平成２７年度　我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）」（概要）
https://www.meti.go.jp/main/infographic/pdf/block_c.pdf

[4] https://www.investopedia.com/terms/b/blockchain.asp

ハッシュとは、任意の長さの文字列（正確にはビット列ですが便宜上文字列と表現します）から、規則性のない固定長の文字列を生成する手順であるハッシュ関数と、その計算結果であるハッシュ値から構成される技術のことです。

ハッシュ値の特性は、どんな長さの文字列であっても規則性のない固定長として計算できること、そしてその結果が基本的にユニークであることです。同じ文字列の計算結果は、必ず同一のハッシュ値となります。計算元の文字列のたとえ１文字だけが違っても、全く異なるハッシュ値が出力されます。この二つの特徴により、ハッシュ値はいわば元データの身分証明番号として機能します。元データを少し変更しただけでも異なるハッシュ値が生成されるため、ノードによる相互参照ですぐに検出されることになります。

ブロックはタイムスタンプ、データ、(そのブロックのデータでなく) 前のブロックにあるデータのハッシュ値から構成されます。その前のブロックのハッシュ値が次のブロックにも利用され、チェーンが作られた最初のデータから一番新しいデータまでをあたかも鎖のようにして履歴が記録されていきます。先に説明した分散型であるという特徴と、ハッシュ値によるデータの真実性に、チェーン構成による過去履歴改ざんの困難さが付け加えられることで、透明性とトレサビリティの高いシステムになるわけです。

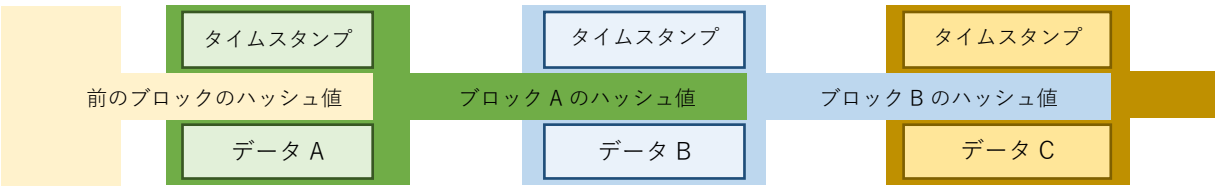

貿易手続きや製品、特に安全性が非常に重要な食品などは透明性とトレサビリティの確保が非常に重要であり、ブロックチェーンの利用価値は非常に高い価値を持つと考えられます 。ブロックチェーンによってデータを不正な行為から守り、取引やデータ交換などのアクティビティが漏れなく記録され、かつその取引履歴が追跡可能であるという特徴を生かすことができます。例えば、ある製品はどこで材料の調達を行ったか、どこの工場でどのように製造されたか、どのルートで輸出入されたか等のサプライチェーンでの情報と履歴が、ブロックチェーンを利用することで追跡でき、誰にでも見られるようになります。

ここまでで理解いただいたブロックチェーンの性質や貿易分野での活用可能性を踏まえ、記事本文をさらに見ていきましょう。

しかしながら、多くの国や企業（特に開発途上国経済や移行経済国、中小企業）にとって、ブロックチェーン技術の潜在力を生かすことは難しい課題です。

例えば、ブロックチェーン技術の活用は規制機関や政策立案者に国際貿易の多くの新しい課題を突き付けます。その一部を列挙すると、データのローカライゼーションとプライバシーの問題、適用法令の特定と法的責任の割当、ブロックチェーンに基づいた情報の法的承認と効力・事業者と規制の枠組みの間の相互運用性と標準化があります。

同様に、ブロックチェーン技術の活用には整えるべき多数の実務的要素が求められ、特に技術と IT インフラストラクチャーはその中で最も重要です。関係者の利益の一致と関係者すべての協力が強みとして求められます。それゆえにブロックチェーンの価値は、ユーザーが最も低いレベルの信頼度を持つブロックチェーンプラットフォームに登録されたデータによって決定されます。データのトレサビリティとその自動化された収集にも頼っています。そして何よりも大事なのは、ブロックチェーンを理解して実装するために、知識とスキルを築き上げることが欠かせません。

UNECE 経済協力貿易課長の Elisabeth Tuerk 氏は、「先進技術の基礎を築く必要のある規制状況以外、我々地域委員会はもう一つの重要なチャレンジ、つまりデジタルデバイド（情報格差）を埋めることに専念しなければなりません。ブロックチェーンからの成果を得るため、先進国だけでなく、開発途上国経済や過渡期経済からのすべての個人やエンティティ、会社も動き出さないといけません。」これらの議題は来年の UNECE の第 70 回委員会にも引き継がれます。来年の委員会のテーマは、UNECE 加盟国が選んだ「開発のためのデジタルとグリーントランスフォーメーション」になります。

ブロックチェーンは活用価値が高い技術ではあるものの、その価値を貿易業界で存分に享受するためにはいくつかの課題があると説明されています。特に、Tuerk 氏が述べる中にある「デジタルデバイド（情報格差）」は大きなチャレンジと言えるでしょう。

パンデミック以来、生活の利便性低下や社会機能の停止を防ぐため、多くの人々がますますインターネットに頼るようになりました。信頼性が高く高速なインターネットに低いコストで接続できる人は、教育やヘルスケア、ショッピング、エンタテインメントなどにアクセスでき、リアル世界での人との接触を最小限にしながらもある程度の需要を満たすことが可能です。

しかし、世の中のすべての人が信頼性が高く高速かつ低コストなインターネットを利用できているわけではありません。世界人口の 95%がモバイルブロードバンドネットワーク以内に住んでいるにもかかわらず[5]、2021 年の統計によると、世界人口の約 3 分の 1（約 29 億人）はいまだにインターネットに接続していません[6]。そのうち、約 17 億人がアジア太平洋（特に中国とインド）、約 7 億 3800

[5] https://www.weforum.org/agenda/2022/05/how-to-counter-the-global-digital-divide/
[6] International Telecommunication Union (2022). “Chapter 2. The journey to universal and meaningful

万人がアフリカに住んでいます[7]。パンデミックにより学校が閉鎖となり、自宅でインターネットにアクセスできないので、勉強ができなくなった児童及び 25 歳以下の若者が 22 億人もいます[8]。

さらには、インターネットに接続していても知識や技術の不足によって機器やサービスを充分に使い切れないなどの課題もあるでしょう[9]。

Tuerk 氏は以下のように続けています。

> 「これらのチャレンジをクリアして、革新的なソリューションをスケールアップし、機関や企業、消費者がより責任をもって持続可能な選択肢を選べるようにするのは我々のミッションとビジョンです」と発言を続けました。

こういった課題への取組について、記事本文のブロックチェーン活用プロジェクトを抜粋して紹介します。

> これらのチャレンジに取り組むため、5 つの国連地域委員会（UNRCs: United Nations Regional Commissions）と国連貿易開発会議（UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development）は、「貿易促進と競争力強化のためのブロックチェーン」というプロジェクトを立ち上げ、共同で実施する予定です。国連西アジア経済社会委員会（UN ESCWA: United Nation Economic and Social Commission for Western Asia）の首席経済専門官である Adel Alghaberi 氏は 2022 年 6 月 28 日にジュネーブで開催された第一回調整イベントで、「新しい技術はすべてのパートナーの協力が必要です。このプロジェクトが重要なのは、持続可能な貿易を通して必要なエコシステムを作り上げて、包括的な開発を促進するために、加盟国をサポートする地域の専門家を集めるからです」と発言しました。
> （中略）
> 例を挙げると、UNECE は進行中のウズベキスタンの綿花セクターでのブロックチェーン試験の規模を大きくします。グローバルバリューチェーンにおけるトレサビリティと透明性の向上という UNECE の目標を踏まえて、衣料・履物業界に重点を置きながらこのプロジェクトを続行します。

---

connectivity," Global Connectivity Report 2022. https://www.itu.int/itu-d/reports/statistics/global-connectivity-report-2022/index/

[7] International Telecommunication Union (2022). "Chapter 2. The journey to universal and meaningful connectivity," Global Connectivity Report 2022. https://www.itu.int/itu-d/reports/statistics/global-connectivity-report-2022/index/

[8] International Telecommunication Union (2022). "Chapter 2. The journey to universal and meaningful connectivity," Global Connectivity Report 2022. https://www.itu.int/itu-d/reports/statistics/global-connectivity-report-2022/index/

[9] International Telecommunication Union (2022). "Chapter 1. Universal and meaning connectivity: The new imperative," Global Connectivity Report 2022. https://www.itu.int/itu-d/reports/statistics/global-connectivity-report-2022/index/

この目標の下で、UNECE は政策の勧告・実施ガイドライン・国際基準・行動要請・現在繊維と皮革セクター両方で試験運用されているブロックチェーンシステム、一連の実用的なソリューションとツールを開発しました。

これらの試験運用は、綿花・皮革セクターを横断しているキーデータポイントでバリューチェーンアクターが収集、交換したデータの識別と符号化の上で、エンドトゥエンド・トレサビリティの実現可能性を実証することを目標にしています。18 ヶ国の農業従事者や協同組合から貿易業者や製革業者、製造業者、ブランドまで、バリューチェーン商取引の全範囲が対象とされています。

ジーンズや綿のシャツ、靴下、靴やバッグを含めた、世界中で販売されている量が一番多いアイテムの原産地や化学品の使用、素材内容（例：再生利用された、別目的として利用された、オーガニック）、動物福祉、種の保護、責任ある調達に関する主張の追跡を可能にします。

（中略）

7 月上旬で開始された国連地域委員会共同のプロジェクトでは、UNECE はベストユースケースから学んだ優れた取組と教訓に基づいて、ウズベキスタンの持続可能で循環的な、デジタルな経済移行を目指してキャパシティー・ビルディングと技術支援の提供によって支援します。それ以外、過去の研究調査の結果を併せて、**関連勧告**と標準の実施をサポートします。国連 CEFACT の専門家から用意した近年の貿易促進における**ブロックチェーンのホワイトペーパー**も、その革新的なソリューションのスケールアップをさらに支援します。

記事本文で言及されている「関連勧告」というのは、国連 CEFACT 第 46 号「衣料と履物セクターの持続可能なバリューチェーンのトレサビリティや透明性の向上」を指しています[10]。

衣料と履物セクターは環境と人権問題に深く関わっています。まず、CEFACT によればこのセクターは環境汚染の度合いが一番高い産業の一つです。パリ条約から提出された温室効果ガスの排出を削減して、地球温度の上昇を摂氏 1.5 度以内に抑えるという目標において、このセクターは重要な役割を担っています。また、衣料と履物（例えば服や靴）がどこでどのように作られていたかが不明確で、かつ生産過程において労働者の搾取が発生していたとしても、その情報が追跡可能でなければ証明することは困難になります。同じように、業者が自分の商品がサステナビリティ（持続可能性）に配慮した製品であることを主張し、ブランドの持続的価値と倫理的価値をアピールしたくても非常に困難です。したがって、トレサビリティと透明性の向上はこの産業の最優先課題とみなされています。サプライチェーンにおけるトレサビリティの確保によって、生産者やブランドが信用性の高い情報を手

[10] https://unece.org/sites/default/files/2022-01/ECE-TRADE-463E.pdf

に入れ、規制機関や政府、消費者へ提供することが可能になります。

この勧告はバリューチェーンで資源と製品、過程をトラックとトレースするための情報を収集と伝達する方法を業者へ提供しています。その方法とは、調和され、国際レベルで合意されたプラクティスになります。収集できる情報も、すべての施設からバリューチェーンに参加する関係者のサステナビリティに関わる能力に関する情報がカバーされます。これによって、政府や業界関連者、消費者、他の関係者が、リスクをサステナビリティ情報の非対称性の克服、意思疎通、サステナビリティに関する説明責任の実現、そして責任のある事業活動に導くビジネスモデルを支える仕組みを確立します。

最後に、UNECE が発行している「貿易促進におけるブロックチェーンのホワイトペーパー」についてもご紹介します。このホワイトペーパーは、ブロックチェーンの歴史と仕組み、応用の注意点などの基本知識から、サプライチェーンの透明性、海運、道路輸送、農業・漁業・食品貿易、エネルギー貿易、金融、行政サービス、ヘルスケア、ツーリズム、音楽・美術、10 つのセクターにおける活用可能性が紹介されています。詳しく知りたい方は、UNECE のサイトからダウンロードして内容をご確認ください。

https://unece.org/DAM/trade/Publications/ECE-TRADE-457E_WPBlockchainTF.pdf

ブロックチェーンは、暗号通貨を実装する手段として生まれたため、ブロックチェーン＝暗号通貨と誤解を持っている人が少なくありませんが、ブロックチェーンはあくまで暗号化技術に基づいた分散型台帳という技術の総称であり、その活用範囲は暗号通貨にとどまるものではありません。かつての熱狂的な投機対象となっていた時期も過ぎ去り、現実的なツールとしての活用がさまざまな業界で始まっています。貿易やサプライチェーン業界も例外ではありません。現時点では技術や法的環境の整備などの課題が山積していますが、解決できないわけではありません。政府と民間セクター、国際機関が協力し合い、一歩一歩確実に取り組んでいれば、貿易の世界がブロックチェーンによって劇的に進化する可能性もあるでしょう。当協会も、UNCEFACT におけるブロックチェーンに関する取り組みを注視し、貿易円滑化に向けたブロックチェーン活用に貢献して参ります。

原産地規則便利ノート　第２部　EPA による節税：規則の適用と救済規則の利用

主席研究員　今川 博

第２部は「EPA による節税」と題して、特恵制度のうち EPA（経済連携協定）によってどのような節税が可能になるかについて、輸入品に適用される税率には様々な種類があること、EPA 特恵制度を利用することでより低い税率の適用が可能であること、EPA 特恵税率を適用するためには輸入される産品が原産品であること、産品の素材構成から見た原産資格要件が完全生産品定義と実質的変更基準から成り立っていることなどについて述べてきました。特に、グローバル化した世界では生産工程が細分化され、工程の下流に向かって進むにつれて部品･部材の調達で国境を越える頻度が高くなると実質的変更基準が最もよく使用されるようになることから、実質的変更を表現するための三つの方法（関税分類変更、付加価値、加工工程）について詳しく説明しました。

今回は、まず、産品の原産性判断を行なう際に要となる概念である、原産品の領域的範囲について説明します。原産品の領域的範囲を決定する概念については、産品の原産性判断を各締約国の領域に限定して行う「国原産」の考え方と全締約国の領域に拡大する「地域原産[11]」の考え方が存在します。この概念を十分に理解しておかないと累積規定の理解に支障をきたすので、あえて最初に説明することとします。

次に、品目別規則の適用に際して必要となる技術手法である「ロールアップ」及び「ロールダウン」の適用について説明します。前回の実質的変更を説明した際に「トレーシング」手法について詳細を説明したところですが、「ロールアップ」及び「ロールダウン」はトレーシングを行なわずに材料の原産性判断を行なう際に使用する「決め方」に関するルールです。すなわち、当該材料が原産性基準を満たす場合には原産材料扱いし、満たさない場合には非原産材料扱いするという、ごく自然な原産性決定ルールです。

三番目に、原産性判断基準の中で最も難解な累積規定を具体的かつ詳細に解説します。累積規定とは、簡単に説明すると、他の締約国で原産資格を得た産品又は他の締約国で原産資格を得られなかった産品を自国（輸出締約国）での産品の生産に使用する場合に、他の締約国で原産資格を得た産品を自国での産品の生産に際して原産材料として取扱い、又は他の締約国で原産資格を得られなかった産品に対して行われた生産行為を自国での産品の生産に際して行われた生産行為として取り扱うことができるとする規定です。

四番目に、僅少の非原産材料（*de minimis*、デミニミス）規定と呼ばれる規定を説明します。この規定は、関税分類変更（又は、一部の協定ですが、関税分類変更に加えて加工工程）の適用において、当該原産性判断基準を満たさない要因となった非原産材料の使用が産品の価額又は重量の僅かな部分で

---

[11] 財務省ウェブサイトでは「協定で定められた原産性概念」として「協定原産」という用語を用いていますが、EPA はすべて協定を法源としているので、筆者は、UNCTAD ほかの国際機関で使用されている「regional origin」の訳語としての「地域原産」を用いています。より厳密に定義すれば「輸出締約国原産」に対する「全締約国原産」又は「締約国グループ原産」が内容的には最も正確な用語となります。

あった場合に、これらの材料の使用を「大目に見る」、「考慮しない」ことができる規定です。この規定は、付加価値に基づく判断基準に対して適用することはできません[12]。累積規定とデミニミス規定は産品の原産資格をより得やすくするために策定されていることから、この二つの規定を総称して「救済規定」と呼ぶことがあります。

五番目に、表面的に実質的変更基準を満たしていても原産資格を与えることとならない作業（条文のタイトルは様々で、軽微な工程及び加工などとも呼ばれます。）を説明します。かつてはスタンダード規定として WTO 原産地規則協定においても調和規則に含めるべき規定として整理されていましたが、北米を中心に、品目別規則を満たすことで得られた原産資格を抽象的、主観的な基準で否認すべきでないとして、本規定を置かない協定も増えつつあります。こうした主観の介在に対してどのように対応してきたかを含め、詳しく説明します。

六番目に、これまで触れてこなかった技術的な規定を簡単に説明し、最後にまとめとして第 2 部を締めくくります。

1. 原産品の領域的範囲

原産地規則を産品に適用して原産資格を付与するに際して、「どこの原産品か」という原産品の領域的な範囲を定める概念として「国原産」と「地域原産」があります。

1.1. 「国原産」の概念

「国原産」とは、その名のとおり、輸出締約国の領域で生産された産品･材料又はその領域内で行われた生産行為を対象として産品の原産性判断を行なう概念です。欧州の大半の特恵原産地規則で使用され、欧州の特恵原産地規則の影響を受けたアジア、アフリカ諸国などでも一般的に使用されています。この概念の見分け方は簡単で、EPA 協定の原産地規則章の「原産品」を定める規定において下の図表 1 の「規定文言」のように規定されます。

図表 1 ：「国原産」の概念を採用する EPA 一覧

協定名（二国間協定では締約相手国の名称を掲載）及び 原産品を定義する条文	規定文言
RCEP (3.2 条)	一の締約国において
ASEAN (24 条), フィリピン（29 条), タイ（28 条), インドネシア（29 条), ブルネイ（24 条), ベトナム（24 条), チリ（29 条), ペルー（39 条), インド (27 条), モンゴル（3.2 条)	当該締約国において
シンガポール（23 条), 豪州（3.2 条)	当該締約国の
EU (3.2 条), 英国（3.2 条)	他方の締約国の
スイス（附属書 2 第 2 条)	当該締約国の関税地域において
マレーシア（28 条)	当該締約国の領域において

[12] 例えば、40％の付加価値付与を求めているにもかかわらず、5％分を「おまけ」として 35％の付加価値付与でよいとするならば、初めから付加価値の閾値を 35 としておけばよいことになります。

「国原産」の概念は締約国を一単位として原産性判断を行なうため、輸出締約国に輸入される他国産品はすべて非原産品として取り扱われます。このため、他の締約国の原産品を輸入して自国で生産する産品の材料として使用する場合であっても非原産の材料となってしまうので、締約相手国産品を原産地規則上優遇して産品の原産資格を得やすくするために、締約相手国の原産品を自国産品の生産に際して原産材料扱いしたいと欲する事業者を「救済」する累積規定が置かれます。

1.2. 「地域原産」の概念

「地域原産」とは全締約国を一領域とみなして、輸出締約国における産品の生産に使用された他の締約国の産品及び他の締約国で行われた産品の生産行為を、輸出締約国で行われた場合と同様に原産性判断の対象とすることができる概念です。この概念を採用する原産地規則は、EPA 協定の原産地規則章の「原産品」を定める規定において一締約国に限定しない書き方をしています（図表 2 参照）。

したがって、地域原産の考え方に従えば、輸入された非原産品とは非締約国から締約国グループのいずれかの締約国に輸入された産品を意味します。他の締約国の原産品を優遇して輸出締約国の産品の原産資格を得やすくすることが累積規定の目的であれば、その手段として他の締約国の原産品を自国の原産品扱いすること及び他の締約国における生産行為を自国の生産行為として取り扱うことは地域原産の概念に予め含まれていることがお分かりになると思います。すなわち、地域原産の概念を採用する原産地規則には累積規定は不要であるということです。

図表 2：「地域原産」の概念を採用する EPA 一覧

協定名及び 原産品を定義する条文	規定文言
TPP11 (3.2 条)	一又は二以上の締約国の領域において
日米貿易協定（日本国規則：附属書 I 第 C 節第 1 款 2(a)） 同　（米国規則：附属書 II Rules of Origin and Origin Procedures of the United States）	一方又は双方の締約国の領域において in one or both of the Parties （注：日本語の規則は存在しません）
日メキシコ EPA (22 条)	一方又は双方の締約国の区域において

コラム：地域原産の起源

地域原産の概念を FTA として初めて導入したのは 1994 年 1 月に米国、カナダ及びメキシコとの間で発効した北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：NAFTA）で、第 401 条（原産品）に「in the territory of one or more of the Parties（一又はそれ以上の締約国の領域において）」と規定されました。

欧州においても、1994 年 1 月に当時の EEC 加盟国（12 か国）とスイスを除く EFTA 加盟国（6 か国）との間で発効した欧州経済領域協定（Agreement on the European Economic Area） 議定書 4（原産地規則）で、第 2 条（原産性基準）に「in the EEA（欧州経済領域において）」という文言を使用しています。EEA の原産地規則は、欧州が FTA で採用している「国原産」の概念から「EEA 原産」の概念に移行したことを示す象徴的なもので、市場統合の過程における FTA の進化の次の段階である単一市場で必然となる「単一市場原産」を表現したものといえます。

（注）EEC（欧州経済共同体）は、第二次大戦後に経済分野での欧州統合を目的として 1958 年に西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの 6 か国によって設立されました。後に欧州共同体（EC）、欧州連合（EU）として統合の形態を深めています。

EFTA（欧州自由貿易連合）は、EEC に対抗すべく、1960 年に英国、オーストリア、スウェーデン、スイス、デンマーク、

ノルウェー、ポルトガルの 7 か国によって設立されました。その後、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタインが加盟したものの、加盟国の多くが EC、EU に加盟したため、現在の加盟国は、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタインの 4 か国のみにとどまっています。

2. 「ロールアップ」及び「ロールダウン」

「ロールアップ」及び「ロールダウン」は実務上使用されている用語で、協定上の正式な用語ではありません[13]。EPA 協定には「ロールアップ」（を意味する行為）をしてもよいという規定を置いていますが、「ロールダウン」については概念を定めた規定すらありません。「ロールアップ」及び「ロールダウン」の概念は、輸出締約国における産品の原産性判断の過程で、生産工程の途中の段階に位置する材料の原産性判断を行なうことができるようになった際に新たに導入されたものです。

前回、産品の原産性を判断する方法として「産品に直接組み込まれ又は直接加工される材料」の原産性判断を粗原料の段階まで遡って「真の」非原産材料を特定した上で行なうことができることを説明しました。「ロールダウン」とは、あえて手間とコストをかけて当該材料に含まれる「真の」非原産材料を探し出すために生産工程をトレースする必要がない場合に、当該材料を非原産材料としてしまう（ロールダウン）ことです。逆に、「ロールアップ」とは、原産性を判断しようとする材料が原産性基準を満たす場合に原産材料扱いできることを意味します。

「ロールアップ」及び「ロールダウン」は、当該材料の生産に非原産材料と原産材料の双方が使用される場合であっても、結果的に 100%原産又は 100%非原産として取り扱うことになるので、例えば付加価値計算においては「ロールアップ」を多く使用することによって結果として得られる付加価値の数値は実際の数値よりも大きくなります。逆に、せっかく原産扱いできる原産材料、労賃、国内輸送費などが加算できるのにもかかわらず「ロールダウン」することによって、これらを 0%付加価値としてしまうことになり、結果として得られる付加価値の数値は実際の数値よりも少なくなります。

事業者は、「ロールアップ」が産品の原産資格を得るために有利に働くことを承知しているので、「ロールアップ」をあえてせずに任意にトレースを行なうようなことを選択することはありません。これに対して、「ロールダウン」は事業者が産品の原産資格を得るために不利になることから、事業者の意思によって、あえて「ロールダウン」して当該材料を 100%非原産としてしまうか、手間とコストをかけて生産工程を遡って「真の」非原産材料を見つけるかのどちらかを選択することができます。なお、あえて「ロールダウン」する合理的な理由もあります。例えば、産品の付加価値の閾値を満たすために十分な数値が得られていること、産品の生産に使用する材料が関税分類変更要件を満たす関税番号に分類されることなどが挙げられます。

3. 原産性の累積

1.1（「国原産」の概念）で簡単に触れましたが、累積規定を必要とするのは「国原産」の概念を採用する原産地規則に限られます。累積規定には、(i) 他の原産材料のみを累積対象とする（モノの累積）規定と(ii) 他の締約国における生産行為を累積対象とする（生産行為の累積）規定の二つが存在し、(i)

[13] 「ロールアップ」という用語は北米で使用され、その後世界的に広まっていきました。欧州では「吸収（absorption)」という用語で説明される場合もあります。

が単独で規定されるのに対し、(ii) は常に(i)と共にセットで規定されます。そのため、(i) のみの規定を「部分累積[14]」、(i)と(ii)をセットにした規定を「完全累積[15]」と呼ぶことがあります。

以下に累積規定の内容を整理してみます。

累積規定とは、

(i) 国原産の概念を採用する原産地規則において、

(ii) 他の締約国で原産資格を得た材料又は他の締約国で原産資格を得られなかった材料を自国（輸出締約国）での産品の生産に使用する場合に、

(iii) 他の締約国で原産資格を得た材料を自国の原産材料として取扱い、又は

(iv) 他の締約国で原産資格を得られなかった材料に対して行われた生産行為を自国で行われた生産行為として取り扱う

ことが（v）できるとする規定です。

上記の内容を順に解説していきます。

3.1. 「国原産」の概念を採用する原産地規則

原産性判断において原産品の領域的範囲を決定する概念には「国原産」と「地域原産」の二つが存在し、「地域原産」の概念を採用する原産地規則においては全締約国を一体として原産性判断を行なうため、あえて累積規定を設ける必要がないことを説明しました。

この説明に矛盾するようですが、図表 2（「地域原産」の概念を採用する EPA 一覧）に掲げられる 3 協定のうち、日米貿易協定を除く 2 協定には累積規定が存在します[16]。この理由としては、EPA 交渉では条文策定における既存条文の前例踏襲が一般的慣行として行われていることから、「地域原産」の概念を採用しながらも累積規定を置く NAFTA 協定原産地規則をモデルの一つとした日メキシコ協定、TPP12 及び同 11 で累積規定の設置が合意され、確認規定として置かれたものと考えられます。これらの累積規定には、累積概念の適用に係る任意性を明確化しているので、産品の生産に使用した部材の生産に関与した全締約国において関連生産工程を遡及して、生産の全容を把握しなければならないという解釈にはなりません。これは、一国内における原産性判断のためのトレーシングが任意であることと同じです。したがって、輸出締約国の産品の原産資格は当該産品に適用される原産性基準を満

---

[14] 「部分累積（partial cumulation）」という用語は、UNCTAD などの国際機関で使用されていますが、アセアン物品協定（ASEAN Trade in Goods Agreement：ATIGA）においては、次に説明する「生産行為の累積」を（条件付で）適用する場合に「部分累積」と呼ぶ旨を協定に書き込んでいます。したがって、相手次第で同じ用語の意味が異なってしまうことに注意が必要です。

[15] 「完全累積（full cumulation）」という用語は、部分累積と同様に UNCTAD などの国際機関で使用されていました。「地域原産」の概念を「国原産」で同じ効果を持たせるには、モノと生産行為の両方の累積が必要なので、このような用語になったと考えられます。ATIGA では「完全累積」の概念についても独自の考え方を有しており、「ロールアップ」を適用した結果、使用された非原産材料をすべて原産材料としてしまう（100%原産）ことをもって「完全累積」と呼んでいます。

[16] TPP11 第 3.10 条（累積）第 2 項は、「各締約国は、他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される一又は二以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産材料とみなすことを定める。」と規定し、第 3 項は、「各締約国は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料について生産が行われる場合には、当該生産が当該非原産材料自体に原産品としての資格を与えるために十分であったかどうかにかかわらず、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該生産を当該産品の原産割合（originating contents）の一部として考慮することができることを定める。」

たすことが立証されれば足りるので、輸出締約国で生産された材料だけを考慮することで原産資格を満たすのであれば、他の締約国で生産された材料が実際には原産品であったとしても、輸出締約国での産品の原産性立証に不要となり、この材料を非原産として取り扱っても差し支えありません。

一方、日米貿易協定のように相当数の FTA･EPA を締結してきた先進国同士の協定では、地域原産の概念を採用する限り累積規定が不要であることは自明であるので、あえて累積規定を置いていません。また、上記コラム（地域原産の起源）において例示した EEA 原産地規則においても、欧州経済領域を一体として原産性を判断することから累積規定は置かれていません。

3.2. 累積の対象となる産品･行為と累積規定が適用可能な場合

「国原産」の概念を採用する原産地規則においては、輸出締約国における産品の生産に焦点を当てることから、他の締約国の産品を含めて他国から輸入した産品を自国の産品の生産に材料として使用した場合には、一律に非原産材料として取り扱われます。そのため、任意規定である救済措置としての累積規定を必要とし、適用する対象となるのは、

① 他の締約国で原産資格を得た材料、又は

② 他の締約国で原産資格を得られなかった材料に対して行われた生産行為

であって、これらの非原産の産品を

③ 自国での産品の生産において材料として使用する

場合に限られます。したがって、非締約国である第三国の産品は累積の対象とはなりません。

3.3. 他の締約国で原産資格を得た材料を自国の原産材料として累積（モノの累積）

累積の対象となる産品として上記①の「他の締約国の原産品」があります。自国での産品の生産に材料として他の締約国の産品を使用した場合、これを原産材料として取り扱うことができるというものです。RCEP 協定の累積規定（第 3.4 条第 1 項）を引用すると、以下のとおりです。

> **この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第 3.2 条（原産品）に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、他の締約国において他の産品又は材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。**

このような、他の締約国原産品の累積を「モノの累積」又は「部分累積」と呼ぶことは既に説明したとおりです。この考え方は、ロールアップ及びロールダウンの概念を、国境を越えて適用した結果として導かれるものです。すなわち、他の締約国から輸入される産品が原産性基準を満たす場合には、たとえ当該産品の生産に非原産材料が使用されていたとしても、当該産品全体として原産品扱いし（越境ロールアップ）、原産性基準を満たさない場合には、たとえ当該産品に原産材料が含まれていたとしても、当該産品全体を非原産扱いします（越境ロールダウン）。

締約国間での物品貿易において、原産品を輸出した場合には輸入締約国で EPA 税率が適用され、節税になることに加え、当該原産品が輸入締約国の生産者によって材料として使用された場合には原産材料として取り扱うことができます。この生産者が国内のサプライヤーから部材を調達した場合には、当該サプライヤーがその部材の原産性を立証しなければ原産材料として取り扱うことができませんが、他の締約国から原産品として輸入された材料であれば輸入時において原産地証明書又は自己申告書に

よって原産性の証明がなされているので、立証済の原産材料として使用することが可能です。

一点付言しておくと、累積規定を適用するのは他の締約国の原産品を輸出締約国で生産される産品の材料として使用し、結果的に当該産品が原産品として他の締約国に輸出されることを前提としています。そのため、二国間協定であれば、部材の輸出国は相手国において生産の後、相手国から輸出される産品の輸入国となります。すなわち、相手国原産品を材料として加工再生産された新たな産品が締約国間を往復することになります。RCEP のような複数国間の協定であれば、日本と中国又は日本と韓国との間の往復にとどまらず、中国から日本に輸入された RCEP 協定の中国原産品を部材として生産された産品が RCEP 協定の日本国原産品としてタイなどに輸出され、更にタイで生産される産品の材料として使用され、豪州に RCEP 協定のタイ原産品として輸出されることもあり得ます。

3.4. 他の締約国で原産資格を得られなかった材料に対して行われた生産行為を自国の生産行為として累積（生産行為の累積）

もう一つの累積対象として、上記 3.2 の②「他の締約国で原産資格を得られなかった材料に対して行われた生産行為」があります。この累積が意味するのは、他の締約国から材料が輸入された時点では当該材料は非原産品として EPA 税率の適用は受けられません。この材料が輸出締約国で産品に組み込まれ、又は加工される段階において、当該産品の原産性判断基準が付加価値であるならば、当該材料の原産要素（例えば、他の締約国の原産材料、労賃、利益など）のみを輸出締約国の付加価値とみなすことができ、加工工程であるならば、当該材料に対して行われた生産行為を輸出締約国で行われた行為として原産性判断を行なう（例えば、2 工程を必要とする布の生産において、他の締約国で行われた紡績工程を輸出締約国で行った製織工程に足し合わせて 2 工程を満たす）ことができます（越境トレーシング）。日 EU･EPA の累積規定（第 3.5 条第 2 項）を引用すると、以下のとおりです。

> **一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。**

この生産行為の累積概念は、本来ロールダウンして非原産材料扱いされるものを、生産工程を遡及することによって「真の」非原産材料を特定し、原産資格を得やすくするトレーシング手法と同じです。しかしながら、自国内であれば事業者の自由な選択によって（手間とコストをかけて）生産工程をトレースすることができますが、他の締約国から輸入された材料に対しては「国原産」の考え方を採用する規則である以上、他の締約国から輸入される材料は非原産材料となることから、事業者が自由選択によって非原産材料の中の原産要素を掴み取ることはできません。あくまでも生産行為の累積を認める規定の存在を前提とします。したがって、生産行為の累積を認める規定がない協定においては、非原産品として輸入された他の締約国の材料は輸出締約国で産品の生産に使用されたとしても非原産扱いされます（越境ロールダウン）。

なお、念のために説明を加えておきますが、「モノの累積」を適用した結果として原産材料となった場合には、他の締約国で行われた生産行為は当然のこととして自国（産品の輸出締約国）で行われたものとみなすことができます。

日本が締結している EPA のすべてで生産行為の累積が認められているわけではなく、以下の協定に限られます。

図表３：日本国が締結している EPA における累積規定一覧

	国原産（二国間協定の場合、相手国の名称のみ）	地域原産
モノの累積のみを規定 （部分累積）	タイ，フィリピン，マレーシア，インドネシア，ブルネイ ベトナム，日アセアン，チリ，インド，スイス, RCEP	
モノと生産行為の累積を規定 （完全累積）	シンガポール，ペルー，豪州，モンゴル, EU，英国	日メキシコ，TPP11, 日米貿易協定

3.5.　累積規定適用の任意性

累積規定の適用は任意であることから、事業者が自国材料のみで原産性判断を行なう意思がある場合には、あえて他の締約国の原産品又は非原産品の中の原産要素を抽出して原産性判断に足し合わせる必要はありません。他の締約国の原産品は原産地証明書又は原産品申告書類によって立証ができますが、一般税率が無税であるなどの理由によって EPA を利用せずに輸入された他の締約国の原産品、生産行為の累積を意図した非原産材料の原産要素の立証には、他の締約国の輸出者の協力が必要になります。

4.　僅少の非原産材料（デミニミス）規定

僅少の非原産材料（*de minimis*、デミニミス）規定は、関税分類変更、又は一部の協定に限られますが、関税分類変更に加えて加工工程の適用において、当該原産性判断基準を満たさない要因となった非原産材料の使用が産品の価額又は重量の僅かな部分であった場合に、これらの材料の使用を「大目に見る」、「考慮しない」ことができる規定であり、付加価値に基づく原産性判断には適用できない旨説明しました。また、完全生産品に対しても適用はありません。この規定が適用される原産性基準、品目分野を例示すると、以下のとおりです。

図表４：日本国が締結している EPA におけるデミニミス規定の例

適用対象となる原産性基準	協定名（二国間協定の場合、相手国の名称のみ）及び許容される額･重量
関税分類変更のみ	• RCEP（繊維を含む全品目：価額の 10%；繊維：重量の 10%） • スイス（農産品：価額の 7%； 繊維：重量の 7%；その他：価額の 10%） • タイ（農産品(19-24 類)：価額の 7%；繊維：重量の 10%；1-18 類, 25-27 類：適用なし；その他：価額の 10%）
関税分類変更及び加工工程	• 豪州（繊維：重量の 10%；その他：価額の 10%；農産品で産品の同じ号の材料には適用なし）
上記 ＋「完全生産」要件（注）	• EU、英国（繊維以外：価額の 10%；繊維：重量の 10～40%） （注）デミニミス規定は完全生産品定義の適用に当たっては適用がありませんが、品目別規則に「完全に生産されたものからの生産」条件が付く場合（一部の農産品等）、品目別規則上の「完全生産品縛り」に対してデミニミス規定の適用があります。

5. 原産資格を与えることとならない作業/軽微な工程及び加工/十分な変更とはみなされない作業又は加工

タイトルは様々ですが、日本国が締結した20ものEPAのうち、本規定はTPP11、日米貿易協定を除くすべてのEPA 原産地規則に採用されています。本規定は、基本的に迂回防止規定で、第三国製品･材料が締約国に輸入され、そこでラベル貼り、再包装、切断、選別、水による希釈などの簡単な作業によって関税分類変更が生じ、特定の加工工程を行なったとしても、実質的変更とはみなさないという規定です。何を軽微な工程、作業、加工とするか、また、付加価値を本規定の対象とするかは協定によって異なり、対象としない場合、第三国製品を再包装して、商標を貼付し、利益を多く乗せることで付加価値の閾値を超えれば、原産品となります。以下にそれぞれの協定の該当条文をグループ分けして例示します。全く同じ文言が使用されているわけではありませんが、内容は同じです。

5.1. 関税分類変更及び加工工程のみに適用される協定

実質的変更基準のうち、付加価値を基準とする規則には適用しない協定は、次のとおりです。

① **日マレーシア（31条）、日ベトナム（30条）、日フィリピン（32条）、日タイ（31条）、日ブルネイ（27条）、日インドネシア（32条）、日アセアン（30条）**

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書2に定める**関税分類の変更**又は**特定の製造若しくは加工作業の要件**を満たすものとしてはならない。

(a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則 2 (a) の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a) から (f) までの作業の組み合わせ

② **日シンガポール（26条）**

1 **次の作業は、第23条3に規定する十分な変更とはみなさない。**

(a) から (g) までの上記日マレーシア規則に加え、ラベル貼り、単なる切断、単なる混合を追加

2 締約国は、**産品の原産地資格割合を計算するに当たって、1に規定する作業による価値を除外してはならない。**

3 （省略）

5.2. 付加価値を含むすべての実質的変更基準に適用される協定

規定の文言から付加価値を含むすべての実質的変更基準に適用されると解釈できる協定は、次のとおりです。

① 日ペルー（42条）、日チリ（40条）、日モンゴル（3.7条）、日豪（3.7条）、メキシコ（34条）

1　産品は、**次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。**

日ペルー、日チリ、日モンゴルは、5.1の日マレーシアほかと同じ。日豪では、物理的変更によらない関税分類の再分類、日メキシコでは、希釈、ラベル貼り、洗浄が追加されている。

2　１の規定は、附属書３に定める品目別規則に優先する。

② RCEP（3.6条）、日EU（3.4条）、日英（3.4条）、日スイス（附属書２-７条）、日インド（33条）

この章の規定にかかわらず、産品を生産するために**非原産材料に対して行われる次の工程**については、当該産品に**原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。**

(a)　輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b)　輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c)　ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

（注）この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f)　生産品の部品への分解

(g)　動物をとさつする工程（注）

（注）この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h)　塗装及び研磨の単純な工程

(i)　皮、核又は殻を除く単純な工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k)　(a)から（j）までに規定する二以上の工程の組合せ

日EU、日英、日スイスでは、上記RCEPの(a)から(k)に加えて、洗浄、アイロンがけ、砂糖の着色、瓶詰、HS通則 2(a) の適用による部品の収集などが追加されています。また、日インドでは、上記RCEPの(a) から (k)に加えて、洗浄、瓶詰、HS通則 2 (a) の適用による部品の収集、単純な切断、部品の単純な組立を含み、皮の除去などの単純な工程を含みません。

本規定の適用においては、多くの協定において「単純な」という形容詞の定義を伴わないために客観的な基準ではないとの批判がありました。これに対して、EU では「単純な」の一般的定義を定めており、上記の5.2の②に記載された協定でも採用されています。その一般的定義とは、当該工程を行うために専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とするというもので、技能と機械・器具・設備の両面から専門性を判断できる実用的な定義です。

6. その他の技術的規定

6.1. 代替性のある産品又は材料

「代替性のある産品又は材料」規定は、混在した産品・材料の原産資格を会計原則に基づく在庫管理方式に則って割り振ることを許容する規定です。特恵制度を活用する上で、原産性判断及び輸入国税関の確認手続きに備えるためにも、原産材料と非原産材料は物理的に分離して保管することが最善の管理方法ですが、継続的に使用する部品・材料（例えば、ボルト、ナット、ネジ）のサプライヤーが一定でない場合に、入札価格によって月毎、四半期毎にサプライヤーが入れ替わり、原産材料と非原産材料とが物理的な保管スペースの関係で混在してしまうことも生じます。当該部品に原産国、品番等の刻印がなく、物理的に誰がどこで生産したものであるかを特定することができない場合には、これらの産品・材料に対して本規定を適用して原産、非原産を割り振ることから、モノとしては非原産でありながら原産品とされることも、その逆のことも起こります。

6.2. 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

「附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料」の規定は、原産性判断基準の要件が産品そのものに対して適用されるものであることから、当該産品本体が当該要件を満たすのであれば、商習慣上、産品と一緒に納入される附属品等について完全生産品定義、当該産品の品目別規則を満たすことを求めないということを明確にしたものです。したがって、完全生産品である生鮮食品の小売包装に外国製の紙に外国で印刷されたラベルが貼付されていたとしても、当該ラベルが完全生産品である必要はありません。しかしながら、商習慣を超えて、当該附属品が多数、多品種、高額である場合には、そもそも産品と同一分類されず、附属品等は単独の産品として原産資格を審査されることになります。「附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料」として取り扱われるのは、以下の2 要件を満たす場合です。

① 産品と同一分類され、産品と同一のインボイスで、産品と共に納入され、かつ、

② 種類、数量、価額が慣習的なもの。

6.3. 小売用の包装材料及び包装容器

「小売用の包装材料及び包装容器」規定は、附属品等に適用される規定と同様に、原産性判断基準の要件が産品そのものに対して適用されるものであることから、当該産品本体が当該要件を満たすのであれば、産品の小売包装のために使用される材料・容器について完全生産品定義、当該産品の品目別規則を満たすことを求めないということを明確にしたものです。「小売用の包装材料及び包装容器」として取り扱われるのは、これらが、産品と一体として分類される場合に限られます。

6.4. 輸送用のこん包材料及びこん包容器

「輸送用のこん包材料及びこん包容器」規定は、前述の規定と同様に、産品の原産資格とは本来無関係である、輸送時に産品の状態を安定させ、品質を保護するために使用されるこん包材料・容器について、産品本体の原産資格の判断に当たって考慮しないことを定めたものです。

6.5.　間接材料・中立的な要素

「間接材料」の概念は北米で使われ、「中立的な要素」の概念は欧州で使われることが多いようですが、両者の意味するところは同じです。すなわち、産品の生産に当たって使用される材料の中には、産品を構成し、産品の一部として組み込まれる材料と、産品の生産を促進・助長するための材料で産品本体には組み込まれないものとに分けられますが、「間接材料」、「中立的な要素」は、後者を意味します。

RCEP、TPP11 などにおいては、間接材料は原産材料とみなされます。品目別規則は、通常、非原産材料に焦点を当てて要件の具備を求めますので、間接材料を原産材料とみなすことで原産性判断の対象から除外しています。しかしながら、TPP11 においては、付加価値基準の算定方式の一つに原産材料に焦点を当てた積上げ方式が存在しますので、規則上は原産材料として間接材料を加算できることになります。この取扱いは異例であり、将来的にはこの部分の見直しが行われるかもしれません。

日EU・EPA においては、「中立的な要素」は産品の原産資格を判断するに当たって材料としての原産資格を決定する必要はないとされます。すなわち、産品に物理的に組み込まれず、当該産品の生産を促進・助長するための材料に対しては、原産・非原産を考慮する必要はなく、完全生産品定義、品目別規則の適用に当たって原産性判断の対象外とすることができます。したがって、産品を生産する工場を稼働させるための電気、燃料、生産のための機械、設備、工具、従業員の作業着等に要する経費は、産品の価額に反映されるとしても、付加価値基準の対象として原産材料又は非原産材料の割り振りをする必要がありません。

6.6.　セット規定

小売用のセットは、産品の包装の中に複数の他の産品（構成要素）を含むことから、果たして小売用のセットとして分類されるHS 項･号に適用される品目別規則を適用すべきか、当該セットのそれぞれの構成要素に適用される品目別規則を個々にすべて満たした場合にのみ小売用セットとしての原産性を付与するのか（ただし、価額の10%までのデミニミス救済を併設）、政策判断が分かれるところです。したがって、セット規定を置いている協定と置いていない協定がそれぞれ存在し、後者には、日メキシコ、日ペルー、日チリ、TPP11、日EU、日英、日米(米国規則）が該当します。

7.　第 2 部のまとめ

以上で第 2 部を終え、次回から第 3 部（節税のための手続き）を 2 回に分けてお届けします。第 2 部は原産地規則の解釈の前提となる考え方などを中心に、基礎でありながら拙著を含むこれまでどの教科書にも書かれていない内容について、具体的に書き進めてきました。したがって、第 2 部の内容をよく理解していただければどの協定の解釈にも応用でき、EPA 原産地規則のご理解が一層深まるものと考えます。

第3部では、第2部の理論の世界とは全く異なる手続実務の世界についてのお話が中心になります。せっかく原産地規則の中味を理解したにもかかわらず、必要な手続きを怠れば得られるはずであった関税の節税が実現できません。次回は、原産地証明書と原産品自己申告書の記載のポイントなどを、制度の歴史にも触れながら説明します。

国連 CEFACT からのお知らせ

20 July 2022:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the "Digital Product Conformity Certificate Exchange" project. Product conformity systems and mutual recognition agreements provide global quality assurance and supply chain safety mechanisms. This project focuses on product conformity as part of a broader regulatory compliance framework to define a glide path for business-to-government (B2G) and business-to-business (B2B) transition from paper and pdf-based exchange of product conformity credentials towards a paperless future. If you would like more information, please contact the project lead: Brett Hyland.

UN/CEFACT は、「デジタル製品適合性証明書交換」プロジェクトへの参加を呼び掛けています。製品適合性制度と相互認証協定は、グローバルな品質保証とサプライチェーンの安全性メカニズムを提供します。このプロジェクトは、より広範な規制遵守の枠組みの一部として製品適合性に焦点を当て、企業対政府（B2G）および企業対企業（B2B）が紙や PDF ベースの製品適合性証明書の交換からペーパーレスな未来へ向けて移行するための経路を定義しています。詳細については、プロジェクトリーダーの Brett Hyland までお問い合わせください。

14 July 2022:

This is to announce a 60-day public review until 2022/09/14 concerning the Integrated Track and Trace for Multi-Modal Transportation Business Requirements Specifications Document project. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「複合輸送事業者向け統合追跡システム業務要件仕様書」の 60 日間公開レビュー（2022 年 9 月 14 日まで）が開始されたとの告知です。提供された公開コメントログを使って、プロジェクトチームの処分ログの準備のご協力をお願いします。

13 July 2022:

The UN/CEFACT secretariat is pleased to announce that the UN/EDIFACT directories version D.22A has been validated by the Validation Focal Point and officially published. It is now available for browsing in the UN/EDIFACT section of the UN/CEFACT website and can be downloaded from the UN/EDIFACT Directories

UN/CEFACT 事務局は、UN/EDIFACT ディレクトリ D.22A バージョンを Validation Focal Point の確認の下、正式に発行したことをお知らせします。ディレクトリは、UN/CEFACT サイトの UN/EDIFACT セクションでオンライン閲覧できるほか、UN/EDIFACT Directories ページにてのダウンロードも可能です。

13 July 2022:

UNECE Secretariat has released the 2022-1 UN/LOCODE directory.

UNECE 事務局は 2022-1 UN/LOCODE directory を公開しました。

DX の道 第 8 話
「事務所内 DX チャレンジ（前編）」

CIO　幸田 周平

【お詫び】

前回の最後に「おわり」と書いてしまいましたが、コード管理システムプロジェクト編が終了したという意味で、この連載自体はもう少し続きます。混乱を招きましたことお詫びいたします。

羅針盤

ここまで 3 回、当協会 DX の本丸と位置付けていたコード管理システム刷新について紹介してきました。今回からは、その本丸を支える裏方、当協会事務所における DX への具体的な取り組みについて触れていきます。

まず本連載の第 4 回（月刊 JASTPRO 514、2022 年 2/3 月合併号に掲載）を振り返ってみますと、本年度のチャレンジとして「事務局内部においては、徹底した電子化を推し進めていきます」と決意表明がされておりました。その具体的手法としては、以下のように書かれています。

（1）現在紙やファイルで運用している台帳類の管理や書面発行プロセスを、すべて電子化

（2）事業に役立つ職員向けデータベースや FAQ などのリファレンス、また事業関係者とのコミュニケーションを効率化するツールを構築し、知識共有と業務効率を強化

（3）これまで手薄だったデータ活用も始めていくことで、貿易簡易化に役立つ調査・研究に役立つだけでなく、コードの価値向上に向けた取組みを開始

さらに、これを進めるためのツールについても「こういった取組みにおいては可能な限り共通の、または連携が可能なシステム開発プラットフォームを採用します。（中略）当初から内製を主体として変化に強いシステムとして構築していきたい」との言及があります。具体案から利用する道具まで、実に明確。実現できれば、当協会事業のデジタル変革に大きく寄与することは確実。筆者も 100％賛成です。そこで、これらを羅針盤として進めていくことにします。

「紙多すぎ」問題

今回は、このうち「現在紙やファイルで運用している台帳類の管理や書面発行プロセスもすべて電子化」という案を中心に、その取り組み状況をご紹介していきます。

筆者が入職した 2021 年 10 月、当時の事務所内手続きを振り返ってみると、確かにほぼ全て紙ベースで行われていました。社内でよく使う稟議・決裁書類や経費申請、休暇申請、手書き領収証の発行などなど・・・いったいいつ原版が作られたのだろうという古い書式による申請書がそこかしこに点在しているような状態。

これはつまり、何か申請するために過去の申請書を確認したり、申請をもとに事務処理をこなしたり集計したりするような仕事にとても手間がかかる上に、紙によって仕事をする限り事務所でしか仕事ができず、担当者は全然テレワークできない状況であったということになります。そこで、総務企画室（当時は庶務室）のメンバーと相談して、まずはこの「紙多すぎ」問題を解決する方法

を探ることにしました。

紙書類の電子化。最初の一歩としてはパソコン、もう少し具体的にはワープロソフトや表計算ソフト、データベースソフトを使って電子化するというのが取り組みやすいやり方です。

最初の一歩、でも・・・

ただ、最初の一歩ではありますが、このやり方には大きな問題があります。書類自体を電子データにするのは良いですが、そこで終わってしまうと中途半端なことになってしまいます。例えば決裁プロセスにおいて、

「ワープロソフトや表計算ソフトで申請書を作る」→「印刷して紙で回覧」→「決裁にはサインかハンコ」→「決裁後、結果をパソコンに打ち込む」・・・

このように、物理的な作業が残ってしまうわけです。そこで、帳票のフォーマットを定めるだけでなく、入力自体もパソコン上で行い、データを事務所内のファイルサーバーなどで共有するという方法を考えます。しかし、「フォルダが深くなりすぎてどこに書式があるのかわからない」「帳票フォーム、変更してはいけない箇所を変更しちゃった」「間違えて前の書類を上書きしちゃった」、果ては「うっかり消しちゃった」・・・などなど、ファイルサーバーを使った電子書類の活用には古くから存在しながらもなかなか解決できない問題が起きがち。アクセス権限を細かく決めてしまうという方法もありますが、これはこれで運用が煩雑になる傾向があり、あまり現実的ではありません。

他にも、VPN 接続環境（事務所外と事務所内を安全に接続する方法）を整えるなどの準備をきちんと行わないと、事務所の外からファイルサーバーのデータにアクセスすることができず、リモートワークの実施にも支障が出てしまいます。

こういった事情から、今回はファイルサーバーを中心とした電子化ではなく、もっと根本的なところから取り組んでいくことにしました。

電子化はプロセス丸ごと

根本的なところ。それは、電子化する場合には「プロセスを含めた仕組みそのもの」、つまり最初から最後まで一貫性のあるプロセス設計と、それを実現できる仕組みまで用意する必要があるということです。決裁プロセスで言えば「電子的に文書を作成して、オンラインで共有・回覧、ハンコに代わる承認が出来て、その証跡をきちんと残せる」ようにするということです。もちろん、この過程で決裁の種類や回数を出来る限り減らし、またそもそも必要ない決裁であれば手続き自体をなくしてしまうといった業務そのものの見直しが行えるとなお良し。そして、前述の問題点を考慮すると、「きちんとアクセス権限が管理できること」「事務所内だけではなく事務所外からもアクセスして処理ができること」という要件も見えてきました。

ありがたいことに、現代においてはこういった要件を満たす仕組みが「クラウド型ワークフローシステム」というカテゴリで容易に導入できるようになっています。当協会でも、書式や決裁プロセスを職員自身で設計・実装できる比較的安価なツールを選定し、これまで紙で行ってきた申請プロセスをほぼ全て電子化することに成功しました。

新しい決裁プロセスを作りたい場合も自力ですべて実装できますし、既存のプロセスや書式に

変更があった場合も即時に変更してアップデートできるため、「あ、この申請書古いよ、こっちの新しいやつを使ってって言ったでしょ？？」「あれそうだっけ、じゃあ作り直しか・・・とほほ」というような悲しいやり取りもなくすことができました。

他の仕組みは？

それでは、他の仕組みはどうでしょう。例えば、本連載の第3回（月刊JASTPRO 513、2022年1月号）でご紹介した、海上コンテナに搭載する危険物の申告とコンテナ以外のバラ詰み貨物の危険物申告の際に使用する「危険物明細書標準書式用紙」の販売に係る手続きを当協会ホームページ上で行えるようにした、という事例です。ホームページを通じたオンラインでの注文を実現し、複数の職員で注文の情報共有ができるようになり、速やかな入金確認も可能になるなど、お客様にも当協会にもメリットのある取り組みでした。

この考え方を推し進め、当協会に対する注文処理だけでなく、その後に発行する領収証や印刷物の発送ラベル作成まで一気通貫に行える仕組みを整えればもっと効率的に業務処理を進められそうです。例えばホームページの書式注文フォームと当協会の受付システム、その後の注文を処理する仕組みまでを連携する形で構築すれば実現できる気がします。まだ具体的なシステムづくりには至っておりませんが、これ以外の業務にも応用できそうなので、何らかのシステム開発ツールを活用して取り組んでみる価値がありそうです。

ツール選びの肝

ここで肝となるのが、「システム間の連携」です。ひとつのシステムで全ての業務をカバーすることは（不可能ではないかもしれませんが）難しく、またコストや利便性の面でも現実的ではありません。餅は餅屋。各システムの強いところを上手に組み合わせ、システム間でデータを連携して・・・言うは易く行うは難しなのですが、少なくともシステム開発ツールを選ぶ段階で、そういった連携が出来るとアピールしているものを選んでおく必要があるということです。

もう一つ大事なのは、システムを素早く作り、まずは使ってみること。その後必要に応じて協会内部で修正できるようにしておくことです。システムを変更しようとするたびに開発業者と相談して見積もりを取ってプログラムしてテストをして・・・というプロセスは、前回までに紹介したコード管理システムのようにある程度規模の大きな、かつ業務の仕組みがそれなりに整っているシステムを構築する際には有効ですが、今回の取り組みのように小規模な事務所で試行錯誤を繰り返しながらデジタル化を目指そうとする場合には時間も手間もかかりすぎてしまいがち。

そのため、先に紹介したワークフローシステムのように、自分たちである程度内製できるような仕組みであることが望ましく、これもまたプラットフォーム選びにおける条件の一つとなります。今流行りの表現を借りれば「ノーコード/ローコード（プログラミング不要、あるいは最小限のプログラミングで実装可能な）プラットフォーム」を採用しましょう、ということになります。

このような考え方に基づき、「システム間連携が出来る」「ノーコード/ローコードプラットフォーム」をいくつか検討した結果、とある国産ツールを選定しました。これを利用して、各種台帳類の電子化や職員用のデータベース、さらには他システムとの連携を進めていきます。次回は、その取り組みについて詳しく紹介していきます。

（つづく）

編　集　後　記

４月から仕事しながら大学院に通学を始めました。７月の学期末に向けレポート３本、他の課題２つの提出を間に合わせるため、７月の一ヶ月間はどこにも行けず、仕事とレポートしかない生活を送っていました。

レポートを書いているうちに、自分がずっとしたかったことをほとんどしていないことに気づきました。読書や韓国語勉強、美術史の勉強、自分の思考と観察を記録するための物書きが趣味なのですが、暇な時には動画サービスや写真共有 SNS を見がちで趣味はなおざりに。それはよくないとわかっていてもやめられませんでした（5 月号に続いて意志が弱い）。レポート地獄に入って以来、暇というものはどれぐらい貴重か、時間配分をきちんとしなければ好きなことは永遠に上達できないと痛感しました。そして、いまはレポート地獄から無事脱出し、動画サービスや写真共有 SNS を程々に見ながら、趣味の方にも頑張っています。

ドイツの哲学者カントに「自律としての自由」との理論があります。元々は道徳法則に対しての考えだそうですが、何かを達成したい時にも適用できると思います。これからもそれを心掛けてやっていきたいです。(S)

—知的財産権について—

本調査研究報告書の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—

関連する法律に従って、本調査研究報告書が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。
1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。
soumu-kikaku@jastpro.or.jp

JASTPRO 第48巻 第5号 通巻第519号
・禁無断転載
2022年8月30日発行22-05
発 行 所　一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階
電　　話　03-3555-6031（代）
ファクシミリ 03-3555-6032
編集人　秋 田 潤

UN/CEFACT
Japan

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に日本事務局として登録されています。

Japan
Association for
Simplification of International
Trade
PROcedures